

所 信 表 明

平成 27 年 3 月

本日、平成27年3月東三河広域連合議会臨時会を迎えるにあたり、今後の東三河広域連合の運営における私の所信の一端を述べさせていただきます、住民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、ご臨席の広域連合議員の皆様をはじめ各市町村議会におかれましては、東三河広域連合の設立にご理解ご協力をいただきましたことに、この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。

私は、1月30日に行われました広域連合長選挙におきまして、初代の広域連合長に選出され、この東三河広域連合の舵取りを任せていただくこととなりました。改めて、その責任の重さを痛感するとともに、東三河地域の住民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、全力で取り組んでいく所存です。

私たちの東三河は、沿岸部から山間部に及ぶ多様な地勢と豊かな自然を有し、古（いにしえ）より、歴史や文化に根差したさまざまな営みの中で、母なる川「豊川」の恵みを享受しながら、互いに支え合い発展してきました。

私たち8市町村長は、この素晴らしいふるさと東三河を、議会や住民の皆様とともに知恵を出し合い、汗をかきながら「誰もが真の豊かさを実感できる地域」にしたい、そして次の世代、またその次の世代へとしっかりと繋げてまいりたい、そんな熱い想いを持って東三河広域連合を設立いたしました。

我が国は、戦後の高度成長期と平成のバブル期を経て低成長の続く時代に入り、地方経済も大変厳しい局面を迎えています。さらに、経済のグローバル化の進展や人・モノ・情報の首都圏への一極集中は、地域間の格差をさらに広げるものと懸念されています。

また、人口減少・少子高齢化は東三河でも現実のものとなっており、この動きは山間部から都市部にまで及び、今後さらに加速することが予想されています。私たちには、こうした、いまだかつて経験したことのない難しい地域課題に正面から向き合い、対応していくことが求められています。

一方、国においては、基礎自治体が自らの責任と判断において地域の諸課題に対応できるよう、中央集権体制から分権型社会の構築に向けた動きを進めています。それに伴い、地方自治体には、高度化・多様化する住民ニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた行政サービスを提供できるよう、個々の自治体経営の強化とともに、広域的な視点に立った行政運営が求められています。

このように、地方を取り巻く環境が大きく変わっていく時代だからこそ、地域が将来にわたって持続的に発展していくためには、それぞれの市町村の強みを活かしながらも、行政の枠にとらわれない新たな発想を持って取り組むことが大切です。

私たち東三河8市町村は、この困難な時代に立ち向かうために、新たな広域連携体制として広域連合を選択し、船出いたしました。

東三河8市町村が自立し、それぞれの個性と魅力を発揮しながら、広域連合のもと力を合わせれば、必ずや時代の荒波を乗り越えていけると確信しています。

折しも、現在、国においては「まち・ひと・しごと創生」いわゆる地方創生によって、地方から国を元気にしようとする取り組みが進められており、その重要な視点として、地方自治体間の広域連携が挙げられています。

まさに今こそが、広域だからできる、広域だからこそ効果が発揮される、そんな取り組みを紡ぎ、東三河から新たな地域づくりの姿を全国に発信する絶好の時期（とき）であります。

この東三河広域連合が、地方への新しい人の流れをつくり、人口減少と東京一極集中の是正を進める、これからの広域連携のモデルとなるよう、「東三河はひとつ」を合言葉に地域の力を結集して、全力で邁進していく所存でございます。

東三河広域連合では、取り組みの基本方針として、次の3つの柱を掲げて進めてまいります。

一つ目は、新たな広域連携事業の展開による「地域力」の向上です。

広域連合が東三河の広域行政に対する責任主体となり、これまで単独の市町村では実施が困難であった広域連携事業を展開することで、東三河の新たな魅力と活力を創造し、持続可能な地域づくりを進めることができる地域力を高めてまいります。

地域の将来に向けた振興発展に繋がる分野や住民の暮らしを支える分野を中心に調査研究を進め、8市町村や東三河県庁はもとより、経済界や大学、民間団体など様々な機関と連携しながら精力的に事業を展開してまいります。

二つ目は、地方分権改革の推進による「自立力」の向上です。

地域の自己決定、自己責任に基づく分権型社会の実現を目指して、広域連合が権限移譲の受け皿となり地方分権改革を進めることで、広域的な課題に地域が主体的に対応できる自立力を備えてまいります。

住民の暮らしの向上に繋がる事務や地域の持続的な発展に繋がる事務を中心に調査研究を進め、財源や人材の確保はもちろんのこと、必要に応じて制度の見直しを国や県に働きかけるなど、権限移譲に向けて積極的に取り組んでまいります。

三つ目は、事務の共同処理による「行政遂行力」の向上です。

広域連合が、これまで8市町村それぞれが行ってきた事務を共同処理することで、より質の高い行政サービスを提供するとともに、これまで以上に効率的な行政運営に努めてまいります。

まずは、介護保険事業の統合や消費生活相談など6事務を行ってまいります。効果が見込まれる新たな事務についても、引き続き検討を進めてまいります。

いずれの取り組みも新年度からスタートを切るわけですが、確実な事業執行はもちろんのこと、常にスピード感を持って運営にあたってまいります。また、設立当初の事務にとどまることなく順次拡充を図り、将来にわたって「成長する広域連合」を目指してまいります。

そして何よりも、住民の皆様にとって、東三河広域連合が常に身近な存在であるよう、丁寧な説明と情報提供に心掛けてまいります。

こうした基本方針のもと、東三河地域がこれまで以上に一致団結して、新たな魅力と活力の創造に努め、「誰もが真の豊かさを実感できる地域」の実現を目指し、取り組みを進めてまいります。

皆様方には、東三河広域連合の運営にあたり、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。